

(8) その他の農村振興対策

ほ場整備係([一覧に戻る](#))

事業名	農山漁村振興交付金【情報通信環境整備対策】
事業主体	都道府県、市町村、地方公共団体の一部事務組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区、土地改良区連合、農業者の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人又は地域協議会
事業内容	<p>農村地域における農業農村インフラの管理の省力化・高度化やスマート農業の実装を図る中で、地域活性化にも活用できる情報通信環境及び情報通信施設を整備するための取り組みを支援し、農業の持続的な発展及び農村の振興を図ることとする</p> <p>[事業内容]</p> <p>(1) 計画策定支援事業（事業期間：原則2年以内） 情報通信環境整備に必要な調査</p> <p>(ア) 一般型</p> <p>①事業実施区域における情報通信技術の利用ニーズ、地形条件、既存の情報通信施設とその利用可能範囲等の諸条件の調査及び調査結果を基にした情報通信施設の導入規格選定等に関する技術的検討</p> <p>②①の技術的検討に当たって必要とされる無線通信の伝送距離の確認及び運用に関する試行調査（調査に必要な機器の設置を含む）</p> <p>③専門家の派遣、ワークショップの実施</p> <p>④整備計画の策定</p> <p>(イ) 先進的情報通信環境整備型</p> <p>①から④までに加え、</p> <p>⑤衛星通信等の先進的技術を用いた情報通信施設の適応可能性の検討（検討に必要な機器の設置を含む）</p> <p>（※：⑤について必ず実施すること。また、その検討成果を民間団体が事業実施主体となり実施する計画策定促進事業の取組に提供するものとする）</p> <p>(ウ) 土地改良区運営基盤強化型</p> <p>①から④までに加え、</p> <p>⑥事業実施主体が農業農村インフラの管理の省力化・高度化やスマート農業の実装を図るために整備する情報通信施設の土地改良区組合員以外の利用者との調整等運用手法の検討</p> <p>（※：⑥について必ず実施すること。また、その検討成果を民間団体が事業実施主体となり実施する計画策定促進事業の取組に提供するものとする）</p> <p>(2) 施設整備事業（事業期間：原則3年以内） 農業農村インフラの管理の省力化・高度化やスマート農業の実装を図るとともに、地域活性化の促進に必要なとなる施設の整備</p> <p>①無線通信用施設及び設備（無線基地局）</p> <p>②伝送用専用線（光ファイバ）</p> <p>③①及び②の設置、運用に必要な施設及び設備</p> <p>④①及び②を活用して農業農村インフラの監視、制御やスマート農業を行うための設備</p> <p>⑤①及び②を活用して地域活性化に有効利用するための設備</p> <p>⑥RTK-GNSS基準局及びRTK-GNSS基準局を利用してスマート農業を行うための設備</p> <p>⑦①から⑥までの設置に要する経費</p> <p>⑧①から⑥までの施設及び設備を運用するために必要となるソフトウェア（ライセンス含む）</p> <p>（※：①、②、⑥のいずれかについて必ず実施すること）</p>
実施要件	<p>1. 事業内容(1)の場合：情報通信環境整備対策事業実施計画を策定していること</p> <p>2. 事業内容(2)の場合：情報通信環境整備対策事業実施計画を策定していることに加えて以下の条件を満たすこと</p> <p>(1)交付対象事業1地区当たりの事業費の合計が800万円以上(⑥の整備にあつては200万円以上)であること</p> <p>(2)農業用排水施設の管理のための情報通信施設整備あつては、(1)に加え、管理対象となる農業用排水施設の受益面積の合計がおおむね20ha以上(5法(特農、山振、過疎、半島、離島、)指定地域、特別豪雪地帯、指定棚田地域、急傾斜地帯のいずれかに該当する地域において行うものにあつては5ha以上)であること</p> <p>(3)スマート農業のための情報通信施設整備にあつては、(1)に加え、交付対象事業1地区当たりの受益者数が、農業者2者以上であること</p> <p>(4)RTK-GNSS基準局の整備にあつては、利用可能な近傍の公設RTK-GNSS基準局との離隔が原則半径10km以上であること</p>

事業実施区域	1. 農業振興地域及びこれと一体的に整備することを相当とする農業振興地域以外の区域。 2. 農林業センサス規則で定める農業集落が連続した領域であつて、社会的、歴史的又は、地理的条件、土地利用及び水利用の状況、住民の日常生活圏域、住民の意識等からみて一体と考えられる区域内の区域 3. 県道又は幹線市町村道の路線等と重複しない範囲の農道又は集落道			
実施要領	農山漁村振興交付金(情報通信環境整備対策)実施要領			
交付要綱	農山漁村振興交付金交付等要綱			
交付率	区分	国	県	その他
	計画策定事業	定額	0	0
	施設整備事業	50(55)	10(15)	40(30)
	()内の率は5法(特農、山振、過疎、半島、離島、)指定地域、特別豪雪地帯、指定棚田地域、急傾斜地帯に適用			
適用	事業の実施に要する経費に係る国の交付対象経費等の詳細については、農山漁村振興交付金(情報通信環境整備対策)実施要領第13を参照すること			